



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 5 0 号 令和 7 年 7 月 1 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 7 0	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
3 7 1	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
3 7 2	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
3 7 3	同	同
3 7 4	同	同

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8	警備員指導教育責任者講習の実施期日等を公表する件	

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 7 年 3 月 3 1 日付け徳島県報号外第 1 4 号徳島県企業管理規程第 2 号中訂正	企業局
	令和 7 年 3 月 3 1 日付け徳島県報号外第 1 4 号徳島県企業管理規程第 8 号中訂正	同
	令和 7 年 4 月 1 日付け徳島県報第 8 1 3 号徳島県企業管理規程第 1 0 号中訂正	同
	令和 7 年 3 月 3 1 日付け徳島県報号外第 1 4 号徳島県企業局訓令第 2 号中訂正	同

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和7年3月31日付け徳島県報号外第1 4号徳島県企業局訓令第3号中訂正	企業局
	令和7年3月31日付け徳島県報号外第1 4号徳島県企業局訓令第4号中訂正	同
	令和7年3月31日付け徳島県報号外第1 4号徳島県病院局管理規程第2号中訂正	病院局

徳島県告示第三百七十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請の概要

1 申請者

名 称 キンキサイン株式会社

住 所 兵庫県姫路市豊沢町一五六番地 姫路アドバンスビル

代表者 代表取締役 山口 祖廣

2 工場又は事業場

名 称 キンキサイン株式会社 本社徳島工場

所在地 勝浦郡勝浦町大字生名字屋敷五

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号二に規定するろ過施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和七年七月十一日から

令和七年八月一日まで

2 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び勝浦町住民課

徳島県告示第三百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年七月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
三好市池田町 池田土地改良区	令和七年六月十九日

徳島県告示第三百七十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年七月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市東祖谷栗枝渡二八〇

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第三百七十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年七月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

三好市池田町シンヤマ三八九三の二、三九〇七、三九一七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

池田町シンヤマ三八九三の二・三九〇七・三九一七の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第三百七十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年七月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字奥屋敷九四の一から九四の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥屋敷九四の一・九四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県公安委員会告示第 8 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年 国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により公示する。

令和 7 年 7 月 11 日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種別、実施期日及び定員

(1) 警備業務の区分

法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務（以下「2 号警備業務」という。）

(2) 講習の種別

次に掲げる種別の講習を実施する。

ア 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）（以下「指導教育責任者資格者証等」と総称する。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 2 号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

(3) 実施期日

ア 新規取得講習

令和 7 年 8 月 18 日（月）から同月 22 日（金）まで、同月 25 日（月）の 6 日間（8 月 18 日は午前 10 時から午後 4 時 50 分まで、同月 19 日から同月 22 日までの 4 日間は午前 9 時から午後 4 時 50 分まで、同月 25 日は午前 9 時から午後 1 時 50 分までとし、午後 2 時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、8 月 18 日の午前 9 時から午前 9 時 20 分までとする。

イ 追加取得講習

令和 7 年 8 月 21 日（木）、同月 22 日（金）、同月 25 日（月）の 3 日間（8 月 21 日は午後 2 時から午後 4 時 50 分まで、同月 22 日は午前 9 時から午後 4 時 50 分まで、同月 25 日は午前 9 時から午後 1 時 50 分までとし、午後 2 時から修了考査を実施する。）

なお、受付は、8 月 21 日の午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分までとする。

(4) 定員

新規取得講習及び追加取得講習を合わせて 40 人

2 場所

徳島県立工業技術センター

（徳島市雑賀町西開 11 番地の 2 電話 088-669-4711）

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近 5 年間に 2 号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成１７年国家公安委員会規則第２０号。以下「検定規則」という。）第４条に規定する１級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「１級検定」という。）に係る法第２３条第４項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第４条に規定する２級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「２級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して１年以上２号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第３条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和６１年国家公安委員会規則第５号。以下「旧検定規則」という。）第１条第２項に規定する１級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「旧１級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第１条第２項に規定する２級の検定（２号警備業務に係るものに限る。以下「旧２級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して１年以上２号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講の申込みを行う日において、２号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

4 講習の受講申込手続

(1) 電話による予約

ア 専用電話による予約

(ア) 講習を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（０９０－９５５５－１１２３）に電話をし、受講の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、次に掲げる講習の種別ごとに定めた期間の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までの間を除く。）の間に行うこと。

a 新規取得講習

令和７年７月２８日（月）から同年８月１日（金）まで

b 追加取得講習

令和７年７月３０日（水）から同年８月１日（金）まで

イ 予約番号の付与

電話予約を行う者が３に掲げる受講対象者の要件を満たすときは、予約番号を付与する。

ウ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話１回につき、１人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 講習を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 受講申込書等の提出

ア 提出要件

講習の申込みは、電話予約により予約番号を取得した者（以下「講習申込者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

- (ア) 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する受講申込書をいう。以下同じ。）
1通に受講対象者に該当することを疎明する書面1通を添付すること。

なお、受講申込書には、必ず写真（提出日前6か月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真（縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル）で、その裏面に氏名を記載したもの）1枚を貼り付けること。

- (イ) 受講対象者に該当することを疎明する書面は、次のとおりとする。

a 新規取得講習

- (a) 3の(1)のアに該当する者

最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業務従事証明書（警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号。以下「施行細則」という。）第6条第1項に規定する警備業務従事証明書をいう。以下同じ。）及び履歴書

- (b) 3の(1)のイに該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し

- (c) 3の(1)のウに該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

- (d) 3の(1)のエに該当する者

旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し

- (e) 3の(1)のオに該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

b 追加取得講習

2号警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し及び3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを疎明するaの(a)から(e)までに掲げるいずれかの書面

- (ウ) (イ)のaに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該理由を疎明した上で、3の(1)のア、ウ又はオに該当することを誓約する誓約書（施行細則第6条第2項に規定する誓約書をいう。）及び履歴書をもって当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

(3) 提出先

受講申込書及びその添付書類（以下「受講申込書等」という。）は、徳島県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に講習申込者本人が提出すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、講習申込者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申込みは認めない。

(4) 提出期限

受講申込書等の提出は、令和7年8月4日（月）から同月8日（金）までの午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

(5) 講習手数料

受講申込書等を提出する際、講習手数料として、新規取得講習にあつては38,000円を、追加取得講習にあつては14,000円を徳島県収入証紙により納付すること。

なお、納入された講習手数料は、還付しない。

5 講習の委託

この講習は、一般社団法人徳島県警備業協会（徳島市昭和町2丁目5番地）に委託して実施する。

6 その他

(1) 講習修了証明書の交付

講習においては、修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して、その当日中に講習修了証明書を交付する。

なお、講習修了証明書には本籍を記載することとなるため、講習を申し込む際に提出する受講申込書に本籍を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 持参するもの

講習期間中は、筆記用具、警備員指導教育責任者講習教本及び警備業関係法令集を持参すること。

(3) 日程を変更する場合の措置

天候その他やむを得ない事由により一部日程を変更する場合は、講習申込者又は受講者に口頭若しくは徳島県警察のホームページで知らせるものとする。

(4) 問合せ先

講習の問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

令和七年三月三十一日付け徳島県報号外第十四号徳島県企業管理規程第二号中次のとおり訂正

ページ

三十八行

この規程

誤

1

この規程

正

正 誤
令和七年三月三十一日付け徳島県報号外第十四号徳島県企業管理規程第八号中次のとおり訂正

誤		正	
ページ	行		
一	二十五	電気設備の計画及び運用並びに工作物の管理	
一	三十一	施設基盤整備課	

正誤

令和七年四月一日付け徳島県報第八百十三号徳島県企業管理規程第十号中次のとおり訂正

ページ	行		
一	二十八	吉野川北岸工業用事業	正
一	三十	阿南工業用水同事業	
二十六	備考の欄	有形固定資産の節の例による	有形固定資産の節の例による。
三十六	備考の欄	以下同じ	以下同じ。
三十八	二	第三条 削除	第3条 削除

一	ページ
十八	行
改める。	
附	誤
則	
改める。	
正	

正 誤

令和七年三月三十一日付け徳島県報号外第十四号徳島県企業局訓令第三号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
一	十七	「経営企画戦略課」を「経営企画課」に、同条第三項	「経営企画戦略課の」を「経営企画課の」に改め、同条第三号
一	十九	第二十二条二号中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」	第二十二条第一号中「経営企画戦略課」を「経営企画課」
一	二十二	第二十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に	第二十五条第一項中「経営企画戦略課」を「経営企画課」に改め

訂正
令和七年三月三十一日付け徳島県報号外第十四号徳島県企業局訓令第四号中次のとおり
正 誤

ページ	
十二行	
「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」	誤
「経営企画戦略課」を「経営企画課」	正

正 誤

令和七年三月三十一日付け徳島県報号外第十四号徳島県病院局管理規程第二号中次のとおり訂正

ページ	
行	
二	
八	
第十四条第一項	誤
第十六条第一項	正